

新型コロナウイルス感染症による「緊急事態宣言」を受けた事業対応について

社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

国による緊急事態宣言を受け、令和3年1月8日(金)から令和3年3月7日(日)までの間以下のとおりの対応となりますのでお知らせします。

※緊急事態宣言の期間が延長されたため、下記の対応を令和3年3月21日(日)まで延長致します。

詳しくは電話にてお問い合わせください。なお、情報については、随時更新致します。

事業名	対応状況
こころとカラダの健康教室 ともの輪	休 止
喫茶スペースぱれっと (海老名市役所1階)	休 止
さつき町 イオン出張販売所	通 常 営 業
総合福社会館	休 館 ※3月15日「ほっとシネマサロン」は中止
ボランティア入門講座 (手話・筆記通訳)	中 止
ボランティア活動保険 ボランティア行事用保険	電話にて問い合わせください。 (232-1600)
ぬくもり号／さくら号	通 常 運 行 (検温、消毒、マスク着用をお願いします。)
福祉有償運送 セダン型	一 部 運 行 (検温、消毒、マスク着用をお願いします。)
K.T.S	時間制限を設けての相談対応実施
成年後見・総合相談 センター	原則、電話での相談対応実施 専門職相談をご希望の場合は、(200-9833)まで お問い合わせください。

電話及び窓口での対応は、平日8時30分から17時15分までとさせていただきます。
皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。(☎235-0220)